

第24回山形県スポーツ・レクリエーション祭種目別大会実施要項

壮年サッカー

1 主催

山形県 山形県教育委員会 天童市 天童市教育委員会
 公益財団法人山形県体育協会 山形県レクリエーション協会
 山形県スポーツ推進委員協議会

2 共催

株式会社モンテディオ山形

3 主管

山形県スポーツ・レクリエーション祭運営委員会 壮年サッカー競技部会
 NPO法人山形県サッカー協会 新庄地区サッカー協会

4 期日

平成28年11月13日(日)

5 会場

山形県総合運動公園サッカー場・ラグビー場・第2運動広場

6 参加料

1チーム 10,000円

7 チーム構成と参加人数

構成	監督	選手	計	参加チーム	参加者計
40歳以上の部	1	20	21	6	126
50歳以上の部	1	20	21	6	126
60歳以上の部	1	20	21	4	84

(※エントリー人数は20人を超えても可とする)

- (1) 監督は、選手を兼ねることが出来る。
 (この場合、参加申込書の選手欄にも氏名等を記入すること)
- (2) 参加チームは、県内各地区(6地区)の選出チームとし、選出方法は各地区協会の決定による。チームは単独、選抜を問わない。
- (3) 60歳以上の部への登録者は、40歳以上または50歳以上の部チームへの登録もできるものとする。

8 実施規則及び試合方法

(1) 実施規則

平成28年度(公財)日本サッカー協会競技規則による。
 ただし、選手の交代は大会エントリー選手に限り、交代することができ、再出場を認める。

(2) 試合方法

① 40歳以上の部

- (ア) 参加チームをAグループ・Bグループの2ブロックに分けて、リーグ戦を行い、各グループごとに順位を決定する。
- (イ) 試合時間は50分(25分-5分-25分)とする。
- (ウ) リーグ戦の順位決定は次の順による。
 1. 勝点(勝3、分1、敗0)
 2. 得失点差
 3. 総得点
 4. 当該試合の勝者

② 50歳以上の部

- (ア) 参加チームをCグループ・Dグループの2ブロックに分けて、リーグ戦を行い、各グループごとに順位を決定する。
- (イ) 試合時間は40分(20分-5分-20分)とする。
- (ウ) リーグ戦の順位決定は40歳以上の部と同様にする。

③ 60歳以上の部

- (ア) 参加4チームのトーナメント戦とする。
- (イ) 試合時間は40分(20分-5分-20分)とする。
- (ウ) 同点の場合は、PK戦により決定する。

9 参加者の資格等

- (1) 年齢基準は平成28年4月1日現在の満年齢とする。但し、50歳、60歳以上の部は平成28年4月1日でそれぞれ49歳、59歳になる者を含む。
- (2) 日本サッカー協会、山形県サッカー協会登録の有無は条件としない。

10 参加申込

所定の様式により、平成28年10月14日(金)まで下記宛にメールで申し込むこと。
別紙申込書に記入される個人情報は、競技プログラムを作成し、
本大会の円滑な運営、競技進行を確保するために利用される。

申込先

〒997-1124 新庄市大字鳥越1013-20
山形県サッカー協会シニア委員長 奥山 巖
TEL 090-1932-6369
E-mail i-okuyama@yamato-tec.co.jp

又参加申込と同時に参加料を下記口座にお振込みください。

振込先	● 銀行名	庄内銀行 新庄支店
	● 口座番号	普通 1149620
	● 口座名義	山形県サッカー協会シニア委員会 委員長 奥山 巖

11 障害保険について

主催者側では障害保険に加入しないので、参加者は各自傷害保険に加入すること。
また事前に医師の健康診断を受けることが望ましい。

12 個人情報の取り扱いについて

種目別プログラム等、本大会で取り扱う個人情報は、県の「個人情報保護条例」
(H13.4.1施行)を遵守する。

13 表彰

40歳以上の部、50歳以上の部は各グループの第1位を表彰する。
60歳以上の部はトーナメント戦の第1位を表彰する。

14 参加上の注意

- (1) ユニフォーム(シャツ・パンツ・ストッキング)は、正・副異色のものを準備すること。
- (2) 宿泊については、各チームで手配すること。
- (3) 組合せについては、3月のシニア委員長会議で決定済です。
- (4) 審判については、帯同審判制になるので、各チームは3級以上の審判を3名以上帯同させること。

15 連絡事項

監督会議は行わない。選手の変更がある場合は、3部大会本部に提出してください。

16 種目団体事務局

山形県サッカー協会シニア委員長 奥山 巖
TEL 0233-22-1838
携帯 090-1932-6369